（弁護士法の一部改正）

**第五条**　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六号中「第三十条の二第一項に規定する法人」を「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「又は使用人」を「若しくは使用人」に改め、「弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士」を加え、「その法人」を「当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人（以下この条において「弁護士法人等」という。）」に改める。

第五十六条第一項中「この法律」の下に「（外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）」を加える。

**第六条**　弁護士法の一部を次のように改正する。

第二十五条第六号中「の社員」を「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員」に、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二」を「同条第五号」に改め、「当該弁護士法人」の下に「、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条第七号から第九号までの規定中「弁護士法人の社員」を「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員」に改め、「当該弁護士法人」の下に「、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第三十条の四第二項に次の一号を加える。

三　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

第三十条の十九の見出し中「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改め、同条第一項中「他の弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

第三十条の二十三第一項第三号を次のように改める。

三　合併（合併により当該弁護士法人が消滅する場合に限る。）

第五十六条第一項中「この法律（」の下に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士及び」を加え、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

（地方自治法等の一部改正）

**第七条**　次に掲げる法律の規定中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第十二項

二　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第七十五条第一項及び第九十三条第一項

（戸籍法の一部改正）

**第八条**　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条第四項第一号中「除く」を「除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く」に改め、同項第六号中「及び同法第六条の二第一項」を「及び同項」に改める。

（金融商品取引法等の一部改正）

**第九条**　次に掲げる法律の規定中「弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十一条第一項

二　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十八条第一項

三　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第二十三条の二第一項

四　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第四条第一項第二号及び第二項第四号

（公認会計士法の一部改正）

**第十条**　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号及び第三十四条の十の十第十一号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

第三十四条の四十三第一項中「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（刑事訴訟法の一部改正）

**第十一条**　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「弁護士法人」の下に「（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。）」を加える。

（地方税法の一部改正）

**第十二条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「、監査法人」を「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人」に改める。

第七十二条の四十九の六第一項中「同法第四十八条の二に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項第一号中「この条」を「この項及び第三項」に改める。

第百四十四条の三十八の二第一項中「同法第四十八条の二に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項第一号中「この条」を「この項及び第三項」に改める。

第三百九十六条の二第一項中「同法第四十八条の二に規定する」を削り、「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同項第一号中「この条」を「この項及び第三項」に改める。

（土地家屋調査士法等の一部改正）

**第十三条**　次に掲げる法律の規定中「若しくは弁護士法人」を「、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

一　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十八条第一項ただし書

二　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第八条第七号

三　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第八十八条第一項第九号